

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針の改正案についての
意見・情報の募集について」に寄せられた御意見とそれに対する考え方

件数	意見等の概要	意見等に対する考え方
1	「鳥獣(ちょうじゅう)」の意味は「トリやケダモノ」であるが「ケダモノ」と表すのは動物に失礼ではないか。	頂いた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
2	ドローンを使ってカワウの卵にパラフィンをコーティングさせ繁殖率を下げる取組が必要である。	基本指針改正案においても、ドローン等の新しい技術の活用について記載しております。 また、カワウ対策については、ドローン等を利用した防除技術の開発及び防除活動に取り組む内水面漁協等への普及を進めているところです。
3	鳥獣との共存を考えると公共事業である有害駆除での鉛弾の使用は控えるべき。	頂いた御意見は関係省庁とも共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。

件数	意見等の概要	意見等に対する考え方
4	・P3 25行目のニホンサル表記が誤り。ニホンザルが正しい。 - また、P15 13行目の「また～」からのセンテンスが前の行と異なるため、前行の内容と混同しないよう改行すべきと勘案する。 ・令和3年9月11日の環境大臣会見により本州における鉛弾の段階的な規制を表明されたことから「被害防止対策を講ずるに当たっては、鉛汚染が懸念される地域においては非鉛弾の積極的な導入など適切な手法を用いて事業を行う等、生物の多様性の確保に留意する。」とするよう提案する。（P3 25行目） ・市街地での出沒が相次ぐ状況の中、市街地近郊での発砲を行わざるを得ない状況が現に生じているため、警職法の規定のみでなく緊急避難についても記載が必要と考えており、「駆除を命ずることもある。」という記載を「駆除を命ずることができる。また、状況により刑法第3条第12項に基づく緊急避難により発砲することもできる。」とするよう提案する。（P18 12行目） ・食品衛生法、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針には鉛濃度の規定がない。鉛弾を使用した場合被弾部だけでなくその周辺や血流にのって広範囲に汚染が広がるという報告もあり、特に小児や愛玩動物については感受性が特に大きいため、別途野生肉の鉛汚染についての記載が必要であると勘案する。（P21 7-(1)及び(2)） ・「ICTやAIを活用した自動及び遠隔操作による捕獲機器の活用や、」という記載については、開発以来相当な期間が経過しているが価格や捕獲効率、管理の煩雑さ、移動の困難性など課題が多く現場で有効に活用できているとは言い難いため、削除すべきと勘案する。（P25 3行目） ・「有効利用されたものの割合を向上させる取組みが重要である。」という記載について、利用割合を向上させようとすると被害防止の観点より搬出が可能な場所での捕獲に移行せざるをえなくなったり、個体搬出や手続きなど捕獲行為以外に個体活用のための人員を割く必要があるため、捕獲効率及び捕獲数を犠牲にせざるを得ず、本来の主旨である被害防止の観点と矛盾することとなることから、「有効利用されたものの総量を向上させる取組みが重要である。」とするよう提案する。（P27 24行目）	御指摘の箇所については、法制的見地から修正を行い、別紙のとおりとしました。 鉛弾の使用については、狩猟等を含む捕獲活動に関する一般的な事項であり、本指針には記載しておりません。頂いた御意見については、関係省庁とも共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。 本指針については、実施隊を中心とした捕獲体制について述べており、緊急避難については記載しておりません。頂いた御意見は関係省庁とも共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。 野生鳥獣肉の鉛汚染については、本指針において記載しておりませんが、頂いた御意見は関係省庁と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。 ICT等の新しい技術の活用については、令和2年度4月時点で488市町村まで広がっており、こうした状況及び法改正の趣旨を踏まえ、本指針においても記載をしております。 捕獲鳥獣を有効利用することにより、さらに捕獲が進む側面があります。有効利用された総量を増やすためには、捕獲個体を無駄なく利用していく観点から利用割合も重要であり、有効利用の割合としています。

件数	意見等の概要	意見等に対する考え方
5	「鳥獣による農林水産業等に係る被害」というのは人間側の一方的な決めつけであり、自然のバランスを壊した人間が、行動を改めるべきである。	頂いた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
6	●意見1 改正案全体に対する意見 私は、自治体の鳥獣被害対策実施隊として実際に活動している者です。趣味としてハンティングを行っていた訳では無く、農作物被害や生態系被害を防止するための活動がしたいという考えから実施隊になりました。実際に実施隊の活動を行うと多くの問題があり、そのひとつが自治体が正確な鳥獣の生息状況調査や被害実態調査を行わない状態での捕獲指示のもと地域の狩猟団体等に一任して捕獲を実施していることです。それにより、正しい被害対策の効果検証が行われなまま、捕獲をしているということのみで農家の方から感謝されていることに申し訳なさを感じています。また、そのような背景で駆除が続けられていることも野生動物管理として問題であると感じています。今回の改正案はこのような問題点の解消に繋がる改正案が多く、適切で効果的な鳥獣被害対策を実施するにあたって、申し分の無い内容であると感じました。増えすぎた鳥獣による生態系被害を防ぐことは山地の下層植生を保護し、保水力を向上させることにも繋がり、近年多く発生している土壌流出による土砂災害等を防止する効果もあることを明記すると野生動物を駆除するということについても国民の理解が得られる一因になるのではないかと思います。 ●意見2 鳥獣被害対策において生息状況・被害実態調査は最も重要であり、少なすぎず多すぎない適切な捕獲数の設定や加害獣の特定は、農作物被害の確実な防止や肉としての利用価値の高い鳥獣の過剰な捕獲を防ぐ効果が高いと考えられます。今回の改正内容には、このための生息状況・被害実態調査の重要性について詳細に明記してあることは素晴らしいと感じました。 ●意見3 鳥獣被害対策実施隊について、実施隊員の人選の内容にも一応、鳥獣被害対策実施隊員以外の捕獲者に関する留意事項と同様の「対象鳥獣の捕獲等を適切かつ効果的に行うことができる技能を有するもの」に対して行うよう留意する。」という内容を明記しておくとう良いと考えます。 (13P 4行目)	御意見については、賛成意見として承りました。 御意見については、賛成意見として承りました。 本指針においては、一の3の(2)の⑤「鳥獣被害対策実施隊員の指名及び任命に関する留意事項」の項目で、鳥獣被害対策実施隊員について、「対象鳥獣の捕獲等を適切かつ効果的に行うことができる技能を有するもの」の中から指名又は任命する旨を記載しております。

件数	意見等の概要	意見等に対する考え方
6	実施隊員に対する日額報酬や年額報酬について言及していることはとても感謝致します。現状、自治体は趣味の狩猟で獲物を捕獲等してくれる地元の狩猟団体等に一任することで、実施隊員の福利厚生や負担軽減について無頓着であるという印象を強く受けます。実際に、捕獲等に掛かる経費やハンター保険、捕獲個体の処分、アナログな方法での捕獲報告や支払の滞る捕獲奨励金により経費だけが嵩むなどがとくに若手の実施隊員の負担となり積極的な鳥獣被害対策の足枷となっていると感じます。当然ですが、相応の報酬の水準や負担軽減を求めるには、実施隊員自身も適切で効果的な鳥獣被害対策を実施することが必要であり、ましてや鳥獣被害対策の本質を汚すような捕獲数の水増し等補助金の不正受給などは言語道断です。そのためには、実施隊への鳥獣被害対策を実施する意義や捕獲以外の被害対策方法の周知、効果的な捕獲手法の再検討などが重要であると考えられます。特に、地域で慣習的に行われてきた捕獲手法での捕獲実施エリア（山奥等）と実際の鳥獣被害エリア（集落等）の齟齬によって山奥での鳥獣の攪乱による被害拡大の可能性や加害獣の放置等の適切で効果的でない被害対策が自治体の事業として行われていることは問題であると思われます。 CSF・ASF等の家畜伝染病に関しては、狩猟者・実施隊員ともに疾患についての周知徹底が大変重要だと思います。とくにイノシシは肉としての価値が高いため、知識不足によって家畜伝染病の危険性を過小評価してしまうのではないかと考えられます。野生動物由来と言われている新型コロナウイルスの蔓延による現在の社会全体の混乱のようなことを防ぐためにも、餌付け等にも言えることですが、人間と野生動物の適切な距離を保つことが大切であると思います。 侵入防止柵の設置等による被害防止については、私も実際に鳥獣被害対策コーディネーター育成研修への参加や鳥獣管理士の資格取得をする中で最も効果的な鳥獣被害対策の手法であると感じています。このような捕獲以外の被害対策の有効性については自治体の担当者、実施隊、農家の方など関係者全員が学習会などを通じて理解しておく必要があると感じています。とくに農家の方にはピンクテープのみの侵入防止策やスピリチュアルな効果による鳥獣忌避グッズなど科学的根拠が証明されていない鳥獣被害対策の方法に騙されないよう正しい被害対策の方法を学ぶ機会を設けると良いと考えます。 「追い払い犬については、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準において適正なしつけ及び訓練がなされていること等を条件として、鳥獣による被害を防ぐ目的での犬の放飼いが認められている」等の記載をグループ猟においても直近に猟犬による事故（2021年4月11日滋賀県）が発生していることから自治体の事業である鳥獣被害対策で訓練不足による事故等を起こすことは問題であり、猟犬の使用において同様の留意事項を明記すると良いと考えます。	効果的な被害防止対策の実施の観点からは、本指針の改正案において、加害個体の生息状況等に係る調査の実施、ICT機器等の活用等について、記載を追加しております。 また、豚熱（CSF）等の家畜伝染病については、本指針の改正案において、家畜衛生関連施策と連携して、捕獲等の対策を推進する旨の記載を追加しております。 鳥獣による被害を防止するためには、捕獲以外の対策も重要であり、本指針においても、効果的な侵入防止柵等の設置、追払い活動、やぶの刈払い等の鳥獣を引き寄せない取組等について項目を設け、これらの取組の推進について記載しております。 猟犬の使用については、狩猟等を含む捕獲活動に関する一般的な事項であり、本指針には記載しておりません。頂いた御意見は関係省庁とも共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。